

平成27年度 私立認定こども園及び私立幼稚園の保育料(利用者負担)について(案)

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」施行に伴い、新制度に移行する私立認定こども園及び私立幼稚園園児の利用者負担額は下の表のとおり予定しておりますのでお知らせいたします。

利用者負担額(案)

階層区分		推定年収 (目安)	利用者負担額の月額 (円)			
			第1子	第2子(半額)	第3子(無料)	
第一階層	生活保護世帯	-	0円	0円	0円	
第二階層	市民税非課税世帯	～270万円	3,000円	1,500円	0円	
	市民税非課税の ひとり親・障がい者世帯		0円	0円	0円	
第三階層	市民 税 所 得 割 課 税 額	～360万円	77,100円以下の世帯	16,100円	8,050円	0円
			77,100円以下のひとり親・ 障がい者世帯	15,100円	7,550円	0円
第四階層	市民 税 所 得 割 課 税 額	～680万円	211,200円以下の世帯	20,500円	10,250円	0円
第五階層		680万円～	211,201円以上の世帯	25,700円	12,850円	0円

<保育料(利用者負担)の算定方法>

世帯の市民税所得割課税額等により階層を判定します。(年収に関しては目安です。)

平成27年4月～8月分の保育料は、平成26年度の市民税所得割課税額により算定します。

平成27年9月～平成28年3月分の保育料は、平成27年度の市民税所得割課税額により算定します。

※未申告で課税状況が確認出来ない場合は、最高額の第五階層の保育料となりますので、お早めに申告を済まされて下さい。

※※平成26年1月2日以降に宜野湾市へ転入された方は、本市で課税状況が確認出来ないため、平成26年1月1日に住所を有していた市町村発行の「平成26年度所得課税証明書」(市町村民税額等が確認出来る証明書)を、入園受付を行った幼稚園にご提出下さい。

<軽減措置>

- ・多子世帯に対する軽減措置として、幼稚園から小学校3年までの範囲内において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- ただし、第1子が成長して小4以上になった場合は、それまで第2子だったお子さんを第1子とカウントします。
- ・第二階層・第三階層のひとり親世帯等※1については、届出により保育料が軽減されますので、申請忘れないようご注意ください。

※従来の私学助成・就園奨励費にかわって「施設型給付費」を受ける私立認定こども園及び私立幼稚園園児の利用者負担額は、園児の居住する市町村が定めることになっております。